

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	証明書自動交付機の障害等管理業務の委託について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

件名 証明書自動交付機の障害管理業務の委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳、印鑑登録
委託先	平成21年6月1日契約予定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	住民票の写し及び印鑑登録証明書の請求者 ・住民票の写し 漢字氏名・生年月日・性別・続柄・区民日・漢字住所・世帯主氏名 本籍地・筆頭者氏名 前住所欄(異動日・異動事由・異動届日・前住所) 転出先欄(異動日・異動事由・異動届日・転出先住所) ・印鑑登録証明書 氏名・生年月日・住所・印影
委託理由	閉庁時間中に証明書自動交付機により証明書を発行する際に、証明書が詰まり発行できなくなったとき、現地に早急に赴き、証明書を取り除き復旧させるため
委託の内容	証明書自動交付機用カードを証明書自動交付機に挿入後、暗証番号を入力し画面操作を行い手数料を入れたが証明書が発行されないなどの障害が発生した場合に、電話による通報に基づき、現地に早急に赴いて、詰まった証明書を取り除き復旧させる。取り除いた証明書は、証明書自動交付機内のトレイに保管する。 証明書自動交付機の障害等管理業務の委託時間は次のとおりである。 ただし、地域センターの休館日、年末年始は除くものとする。 第一分庁舎・地域センター 平日 17:15～21:00 休日 8:30～21:00 (仮称戸塚地域センターは平成22年2月から委託を開始する。)
委託の開始時期及び期限	平成21年6月1日
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱う者をあらかじめ指定する 2 個人情報保護については、守秘義務を遵守する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする